

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◆国際通貨基金、特別引出権の創設等に関する決議

国際通貨基金および世界銀行は、9月25日から5日間にわたりリオデジャネイロにおいて総会を開催、9月29日には、特別引出権の創設(注)およびIMF改革に関する決議案を万場一致で原案どおり可決、さらに、総会中にフランスおよび旧仏領アフリカ14か国代表から共同提案された一次產品の価格安定に関する決議案も可決した。

(注) 特別引出権の概要については、10月号掲載の「新準備資産創設案の大綱成立」参照。

今次決議の内容次のとおり。

#### 1. 基金における特別引出権に基づいたファシリティの創設ならびに基金の規約および慣行の改正に関する決議(全文)。

現行準備資産を補完する必要が生じた際に、その必要を満たすための準備を含め、国際通貨制度の機能およびその改善問題については、広範な研究と国際的討議が行なわれてきたが、本決議に付属している「国際通貨基金における特別引出権に基づくファシリティの大綱」として結実した。また、基金の現行規約および慣行に関する改善の可能性についても、現在検討が進められている。それゆえ、総務会はここに次のように決議する。

##### (1) 理事会は、

イ、現行準備資産を補完する必要が生じた際にその必要を満たすため、大綱に基づく新ファシリティを基金内部に創設すること。

ロ、基金協定採択以降の世界経済情勢の発展および基金の経験に基づき、基金の規約および慣行を改善すること。

の両件につき作業を進めること。

##### (2) 理事会は、総務会に対し1968年3月31日を期限として可及的すみやかに、

イ、大綱に基づき、新ファシリティを創設する目的で、基金協定および細則に関する改正を提案する報告

ロ、基金の現行規約および慣行に対する理事会の修正勧告が効力をもつために必要な、基金協定ならびに細則に関する改正を提案する報告

を提出すること。

#### 2. 一次產品の価格安定に関する決議(概要)

基金スタッフは、世銀スタッフと協力のうえ、一次產品の価格安定問題、その解決策およびその実現可能性を研究し、理事会に報告すること。理事会はこれにコメントあるいは勧告を付して、できれば次期総会までに総務会に提出すること。

## 米州諸国

#### ◆米国議会、増税案の審議棚上げ決議

下院歳入委員会は、10月3日、歳出削減について議会と大統領が合意に達するまで、政府の法人税・個人所得税に関する増税提案(9月号「要録」参照)の審議を一時棚上げする旨決議した。同委員会は、さる8月以来、政府提案の審議を行なってきたが、財政支出の膨張に対して警戒感が強く、増税実施に先立ち60億ドル程度の大幅かつ具体的な支出削減計画を提示するよう政府に対して強く求めていた。しかし政府は、自由に支出削減を行ないうる余地は少ないとして、大幅カットには消極的な態度を示しており、こうした議会・政府間の対立から今次決議となったものである。

なお、歳入委員会が公式に法案の審議棚上げを決議するのはきわめて異例のことであり、また、大統領はその後も大幅な歳出カットをする意思のないことを明らかにしている。したがって、今後政府・議会間になんらかの妥協が成立するなど情勢の変化がないかぎり、増税の早期実施はむずかしくなったとの見方が強まっている。

#### ◆米国、輸入制限立法に関する公聴会開催

上院財政委員会は、10月18日から3日にわたり、輸入制限立法に関する公聴会を開催した。今回の公聴会は、このところ米国内でとみに活発化しつつある輸入制限強化の動きを映じ、鉄鋼、繊維等広範な品目についての個別の輸入制限法案および市場秩序法案等の数件の包括的輸入制限法案が議会に提案されているため開かれたものである。政府は、これら諸立法の阻止に極力努めており、今回の公聴会にもラスク国務長官をはじめ5閣僚が出席、輸入制限に反対の証言を行なった。なお、現在議会に提案されている輸入制限法案のうちおもなものは次のとおり。

##### (1) 1967年市場秩序法案(マスキー法案、上院)

5年間に50%以上の輸入増加があったとき、または輸入の国内シェアーが15%を超えたとき、これを限度として輸入制限を実施する。

- (2) 公正労働基準法改正案(デント法案、下院通過)  
低賃金国からの輸入増大で国内産業が悪影響を受けた場合、関税引上げ、輸入割当てを実施する。
- (3) 通商拡大法改正案(スミス法案、上院)  
輸入が国内シェアの10%以上になった場合、輸入制限措置を求めることができる。
- (4) 反ダンピング法案(ハルトケ・スコット法案、上院)  
ダンピング条項の発動条件を明確化し、その迅速な発動を図る。
- (5) 繊維品輸入制限法案(ホーリングス法案、上院)  
毛製品、化合繊製品につき、現在の綿製品と同様な国際協定を結び、輸入数量を1961～66年の年間平均以下に抑える。
- (6) 繊維品貿易法案(ミルズ法案、下院)  
大統領に対し、全繊維品について品目別に輸出国と輸入数量割当て交渉を行なう権限を付与する。
- (7) 鉄鋼通商秩序維持法案(ハルトケ・ダークセン法案、上院)  
各年の銑鉄、鉄鋼製品輸入が消費に占めるシェアーを1964～66年間の輸入シェアー(9.6%)に制限する(相手国別、製品種類別に)。大統領は上記制限を内容とする協定を輸出国と締結するが、この協定締結に応じない国に対しては、1959～66年の当該国からの平均輸入シェアーにまで制限する。
- (8) 電子工業製品輸入制限法案  
消費者用電子工業製品の年間の輸入数量、金額を1966年の実績に制限することとし、輸出国、製品種類別に輸入割当制を実施する。

なお、上記のほか、酪農品、肉類、時計、石油、はきもの、化学品、ガラス、鉛・亜鉛について個別の輸入制限法案が上程されており、さらに、社会保障増額法案の付加条項として包括的輸入制限法案の提出が予想されている。

#### ◇米国、証拠金規制対象の拡大提案

連邦準備制度は、10月20日、証拠金規制制度を次のとおり改正するとの提案を発表した。

- (1) 従来規制対象外となっていた貸し手(unregulated lender)(注)が、証券の購入または手持ちのための融資をする場合も、証拠金規制の対象とする(このため新たに規程Gを制定する)。  
(注) 相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、会社、信用組合、免税の取扱いを受ける財團、資金業者(factors)、外国人貸し手の代理人等。
- (2) 銀行が、上場証券に転換しうる転換社債の買入れおよび手持ちのための資金を貸し出した場合も、証拠金

- 規制の対象とする(銀行については、現在、上場株式の購入、手持ちのための資金の貸出のみが証拠金規制の対象となっている)。
- (3) 証券業者の事務処理円滑化のねらいから、証拠金取引に関する清算期間(取引後、担保を預入しなければならないまでの間)を4日から5日に延長する。
- (4) 株式、転換社債を担保とする通常の証拠金勘定から、債券(転換社債を除く)および政府証券(証拠金規制の対象外)を担保とする勘定を分離するよう義務づける。
- (5) 特別新株応募勘定(special subscription account)  
(注) の担保についても、証拠金規制を適用することとする。  
(注) 上場会社が株主に新株引受け権を与えた場合の、新株応募のための証拠金勘定。

連邦準備制度では、上記提案の利害関係人に対し、11月20日までにコメントを提出するよう要請しており、これを勘案したうえ、その後本提案を実施に移す意向である。なお、規制対象外貸し手への証拠金規制適用は、過去数年来懸念となっていたものであるが、とくに本年はかかる貸し手からの資金供給がふえ、これが市場投機化の一因になっているとされている。また、転換社債にもこのところ投機的な動きが現われはじめており、今回の提案は、こうした市場の投機化傾向に対処しようとするものとみられている。

#### ◇米州開発銀行、域外諸国からの買付け制限

米州開発銀行は、10月14日、同行融資による域外先進国からの資材買付けを、当該国からの同行に対する資金拠出額のわく内に制限することとし、1968年1月1日から実施する旨発表した。本決定によれば、同行は各期(6か月)ごとに、その前期末における各域外先進国からの資金拠出額(累計)と当該国からの買付け額(累計)とを比較し、資金拠出額が買付け額を上回る(資金拠出額の買付け額に対する比率100%以上)場合にのみ、期中の当該国からの買付けを認めることとなっている。買付けを認められた国からは、当該期間中は無制限に買い付けることができるが、翌期については再び同様の審査をやりなおすこととなっている。ただし、当初の6か月間(1968年6月まで)については、過渡的に、資金拠出額の買付け額に対する比率が50%以上の国からの買付けを認めることとしている。

なお、今次決定は、同行自身明らかにしているとおり、域外先進国からの同行に対する資金拠出を促進するために採られた措置であるが、日本からの資金拠出額は

これまでのところ約10百万ドル(輸銀借款)となつてゐる。

#### ◇米国、1967年第2四半期の国際収支

1967年第2四半期の米国国際収支(季節調整済み、以下同じ)は、流動性ベースで512百万ドルと、ほぼ前期(538百万ドル)並みの赤字を示した。また公的準備取引ベースでも、前期(1,827百万ドル赤字)よりはかなり好転したが、なお814百万ドルの赤字となつた。

項目別の動きは次のとおり。

(1) 貿易収支は、輸出が伸び悩んだものの、輸入が前期比純減を示したため、黒字幅は前期の999百万ドルから1,136百万ドルへとかなり拡大した。すなわち、輸出は、輸入課徴金を廃止した英國および好況下にある日本に対する積出しが増加した反面、前期増加した航

空機積出しの反動減、南アジア向け援助の減少もあって、全体としては、わずかな増加にとどまった。なお、景気停滞下にある西欧諸国向けも当期中はかなり改善を示したが、これは、米国内において供給余力が生じてることを反映したものと説明されている。一方、輸入は、第1四半期に横ばいとなったのち、第2四半期には減少に転じた。品目別にも自動車(とくに1965年に自動車貿易協定を締結したカナダからのもの)を例外として軒並み減少を示した。これは、資本財については国内メーカーの供給余力が増大してきたこと、工業原材料については国内生産活動の低下、在庫調整がみられたこと、食料品・飲料については前期増大した反動、などの事情によるものである。

(2) 軍事支出は、ベトナムの軍事施設建設関係支出が落ち込んだが、戦闘拡大に伴い作戦関係支出が増加を続けたため、わずかな増加を示した。

(3) 觀光収支は、カナダの万国博覧会を訪問する米国人が増加したため、前期(赤字263百万ドル)を大幅に上回る赤字(457百万ドル)となつた。

(4) 移転収支は、政府の軍事・経済援助が激減したため、中東危機に際してのイスラエル向け民間送金の急増にもかかわらず、流出幅はやや減少した。

(5) 米国民間資本(長期)の動きをみると、まず企業の直接投資が英國中心に増加し、また、非金融機関の対外債権も、ラテン・アメリカにおける子会社売却の代わり債権受取りなどもあって増大した。これに対してカナダ政府が対米協力(平衡税適用免除の代償としてカナダの対外準備を25.5億ドルに抑えるというもの)のため、30百万ドルの既発債を償還したが、結局、米国民間資本(長期)全体としては若干の流出増(前期の802百万ドルから845百万ドルへ)となつた。

(6) この間、米国民間資本(短期)は、銀行の対外債権(とくに日本およびラテン・アメリカに対

#### 米 国 の 国 際 収 支

(季節調整済み、単位・百万ドル、一は赤字)

	1966年			1967年	
	年 間	第 3 四 期	第 4 四 期	第 1 四 期	第 2 四 期
經 常 収 支	2,177	442	452	621	513
貿 易 収 支	3,658	802	722	999	1,136
(輸 出)	29,168	7,382	7,402	7,691	7,723
(輸 入)	- 25,510	- 6,580	- 6,680	- 6,692	- 6,587
貿 易 外 収 支	2,441	543	533	694	412
(うち 軍 事 支 出)	- 3,694	- 953	- 969	- 1,045	- 1,052
觀 光 収 支	1,084	- 264	- 266	- 263	- 457
投 資 収 益 収 支	4,171	1,022	1,091	1,028	1,005
移 転 収 支	- 3,922	- 903	- 803	- 1,072	- 1,035
資 本 収 支	- 3,232	- 884	- 723	- 875	- 449
米 国 民 間 資 本	- 4,213	- 932	- 1,165	- 958	- 1,130
長 期 資 本	- 3,800	- 905	- 934	- 802	- 845
短 期 資 本	- 413	- 27	- 231	- 156	- 285
米 国 政 府 資 本	- 1,531	- 328	- 338	- 741	- 534
外 国 資 本	2,512	376	780	824	1,215
誤 差 脱 漏	- 302	277	- 148	- 284	- 576
総 合 収 支 (流動性ベース)	- 1,357	- 165	- 419	- 538	- 512
〃 (公 的 準 備)	225	861	- 18	- 1,827	- 814
参考 (季節未調整)					
金 準 備 増 減 (-)	- 571	- 173	- 121	- 51	- 15
外 貨 準 備 増 減 (-)	540	426	173	- 1,007	424
I M F ゴールド・トランシュ増減 (-)	- 537	- 335	- 46	31	10
對 外 流 動 債 務 増 (-) 減	- 789	- 613	- 472	792	- 612
うち 对 外 公 的 機 關	1,595	598	199	83	518
对 外 公 的 機 關 一 部 非 流 動 債 務 増 (-) 減	-- 802	- 111	- 403	- 338	- 583

する貸付)が急増したため、大幅な流出増(前期の156百万ドルから285百万ドルへ)を示した。

このように、米国民間資本が長短期とも流出増となつたのは、国内における金融の緩和を反映したものである。

(7) 米国政府資本は、ベトナムからの借款返済などもあり、相当の流出減となつた。

(8) 外国資本は、外国人の米国証券買入れ、CD等長期定期預金の増加により、大幅な流入増となつた。ただし、内容的には、外国中央銀行や国際機関による買入れが多い点、注目される。

以上の動きを総合すると、観光収支の悪化、米国民間資本の流出増などの悪化要因に対し、貿易収支の黒字幅拡大、外国公的機関による対米投資増大などの好転要因があつたため、前期並みの赤字(流動性ベース)にとどまったということができる。

公的準備取引ベースの総合収支は、前期に比してかなり好転したが、これはとくに6月、中東紛争に伴うポンド不安が生じたことなどから、外国人によるドル流動資産の保有(米国の対外民間部門流動債務)が増加したことを見反映したものである。

#### ◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は9月26日、公定歩合を0.5%引き上げて5.0%とし、翌27日から実施する旨発表した。

今次措置につき、カナダ銀行は「最近における短期市場金利の上昇にかんがみ、この際公定歩合を引き上げることが適当と判断した」と述べている(「国別動向」参照)。

## 歐　洲　諸　國

#### ◇英國、公定歩合引上げ

英蘭銀行は10月19日、公定歩合を5.5%から6%に引き上げ、即日実施した。

今次措置に関する英蘭銀行の説明次のとおり。

「当面の政策目標は、ポンドが、海外の国際金融市場における短期金利の上昇傾向によって不利な影響をこうむらないようにすることにおかれている。英蘭銀行は、先月来この目標を達成するための金融市场操作を実施しており、この結果、ロンドン市場ではTBレートおよび関連諸金利が若干の上昇をみた。本日の公定歩合引上げは、かかる政策を一步進めたものである。」

なお、本措置に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の預・貸資金利は、慣行に従い同一幅(0.5%)だけ引き上げられた。

#### ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(10月19日以降)

通 知 預 金(7日)	4 %
貸出金利(貿易金融以外はいずれも当座貸越)	
対国有企業(大蔵省の保証付き)	6 %
対地方公共団体	
対住宅金融会社	6.5 //
対保険会社	
対一流商工企業	6.5 //
対賦払い信用会社	7 //
貿易金融(輸出信用保証局の保証付き)	
期間2年までの貸付	6 //
期間2年をこえ15年までの貸付	5.5 // (ただし、このほか1%の貸付契約手数料を加算)

#### ◇英國、公共事業融資局の貸付金利引上げ

英国公共事業融資局(Public Works Loan Board)は、頃來の金利水準の上昇に対応するため、今回の公定歩合引上げを契機に10月21日、地方公共団体に対する貸付金利を次のとおり引き上げ、即日実施した。(カッコ内は割賦償還の場合)

貸付期間	新レート	旧レート
5年以内	7%(6 3/8%)	6 3/4%(6 1/2%)
5年をこえ10年以内	7//(7//)	6 3/8//(6 3/4//)
10年をこえ15年以内	7//(7//)	6 3/8//(6 3/8//)
15年をこえ25年以内	7//(7//)	7//(6 3/8//)
25年をこえるもの	7//(7//)	7//(7//)

#### ◇英國、スイス市中銀行から借款受入れ

英國政府は、このほどスイスの三大市中銀行(The Swiss Bank Corporation, Swiss Credit Bank およびThe Union Bank of Switzerland)との間で概要次のような借款協定を締結したと報道されている。

- (1) 金額 450百万スイス・フラン(37.5百万ポンド)
- (2) 期間 12か月(4か月ごとに更新)
- (3) 金利 年5.5%

同報道によれば、本借款のねらいは中東紛争(6月5日勃発)以来、英國から流出した短資(流出規模は未詳であるが、スイス中央銀行に集中された金額は、6月第1週中のみで約212百万ドルに達したといわれている)の一部を英國金・外貨準備へ還流させることにあり、この意味で対英ポンド支援に関するスイス中央銀行の役割を補足するものといわれているが、英國のような大国が他国

の民間銀行の援助を受け入れたのははじめてのことである。

なお、今回の措置はあくまで一個の banking operation として、イスラ側のイニシアティブに基づき実施されたものとみられている。

#### ◇西ドイツ、長期国債発行を年内停止

西ドイツ政府は、このほど長期連邦国債(Bundesanleihe)の新規発行を、本年末までの間全面的に停止することとした。

今次措置決定について、当局はなんら公式のコメントをしていないが、①金融政策が緩和基調にあるにもかかわらず、長期国債を中心とする起債が増大したため(注1)、資本市場金利がこのところ下げ渋り(注2)を見せていること、②国債の主たる引受け機関である商業銀行等が、今後の資金需要に対する流動性対策等もあって、長期国債にかたよりすぎた有価証券投資にいや気を示し、資金の短期運用を選好する傾向を強めていること、③金融政策面からいっそうの緩和措置を実施することが困難となっていること、がその基本的背景にあるとみられる。

なお、今後予定されている第2次景気振興策の実施に伴う資金調達は、中期債(Kassenobligation;期間3~4年)の発行を中心として行なわれることになるものと伝えられている。

(注1) 西ドイツにおける確定利付債発行高(発行価格ベース)

	1965年	66年	67年1~7月	(前年同期)
百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	
長期国債	3,518.1	1,574.4	4,247.5	( 978.0 )
事業債	578.0	229.5	631.1	( 229.5 )
抵当債	4,154.7	2,631.7	1,986.0	( 1,630.7 )

(注2) 7%もの長期公債市場利回りの推移(月中最高最低)

	%		%
66/7月	8.23~8.36	7月	6.90~6.97
12	7.59~7.76	8	6.89~6.92
67/3	7.04~7.34	9	6.89~6.91
6	6.89~6.96	10月上旬	6.88~6.91

#### ◇フランス、国民経済勘定を発表

フランス政府は、9月26日、来年度予算案審議の資料として国民経済勘定を発表した。その概要次のとおり。

##### (1) 1967年

上期は、米国および西ドイツの景気停滞を主因とする輸出の不景気、失業の増大などを反映した消費の伸び悩みから景気停滞を余儀なくされたが、下期には政府の景気支持策(7月)の奏効もあって上昇基調を取りもどすことになろう。

生産面では、農業生産が好調(前年比+6%)と予想される反面、工業生産の伸び(+4.1%)が後半の上昇を見込んでもなお前年(+5.9%)に及ばないと思われる

るので、国内生産の増加率は当初の予測をかなり下回る4.2%程度にとどまる見込みである。需要面では個人消費と輸出が伸び悩んだが、投資とくに民間設備投資は着実に増加している。対外面では、輸出の不振から貿易収支の赤字(本年54億フラン、前年39億フラン)拡大が予想される。

##### (2) 1968年

明年は、海外環境の好転から景気上昇が見込まれる。国内生産は5%と66年並みの成長を期待できよう。消費、投資とも本年を上回る伸び率が予想され、また輸出も11.4%と大幅に伸長しよう。ただし、貿易収支は国内生産の拡大に伴う輸入の増大から、本年並みの赤字(58億フラン)が見込まれる。また消費者物価は、社会保険料の引上げや付加価値税の適用拡大(流通段階まで)による一時的な影響から、本年(+2.8%)を若干上回る上昇テンポを示すかもしれない。

#### フランスの国民経済勘定

(実質、対前年比 単位・%)

	1966年	1967年			1968年
		当初 予測	改訂 (5月)	改訂 (10月)	
総供給					
国内生産	5.0	5.3	4.7	4.2	5.0
輸入	12.5	11.1	8.0	5.6	10.0
合計	5.9	6.0	5.1	4.4	5.6
総需要					
消費	4.5	4.9	4.4	4.0	4.2
民間	4.4	4.8	4.3	3.8	3.8
政府	4.8	5.3	5.7	6.2	9.1
固定資本形成	4.9	7.2	7.2	6.9	7.0
企業	6.3	7.3	8.3	8.0	6.5
個人	△ 2.4	4.4	2.2	1.2	5.0
政府	10.2	11.3	10.0	10.0	12.3
輸出	10.5	9.2	4.7	3.2	11.4
その他海外受取	5.0	5.3	5.3	5.5	4.8

#### ◇イタリア、1967、68年の経済見通しを発表

イタリア政府は9月30日、1967年および68年の経済見通しを議会に提出した。それによれば、本年のGDP成長率(実質)は5.5%をこえる見込みであり、この結果、昨年に引き続き2年連続して5か年計画(1966~1970年)に予定されている年平均成長率(5%)を上回ることになろうとされている。その概要次のとおり。

(1) 本年のイタリア経済は、内需の伸長を主因に着実な拡大を遂げつつあり、成長率は5.5%を上回ることに

なろう。雇用機会の増大や賃金の上昇を反映して、消費は前年を5.4%上回り、投資も、プラント、機械設備等を中心として11.3%(1960年以来最高の伸び率)の著増を示すことになる。海外環境の悪化にもかかわらず、輸出は順調に伸長している。この結果、1966、67の両年にわたって、物価の安定と国際収支の均衡を維持しつつ高成長率を達成するという5か年計画の基本条件は満たされることになる。

#### (2) 1968年についても、本年同様順調な経済拡大が見込

まれ、成長率は5%を上回るであろう。明年の経済政策の重点は、昨年の洪水によって低調を余儀なくされた農業(本年の生産増加率1%)、依然として工業化のテンポがおそい南部地方の開発、港湾等社会資本の充実などに向けられることになる。

#### ◇オーストリア、公定歩合引下げ

オーストリア国民銀行理事会は、10月25日、公定歩合の引下げを含む以下の金融緩和措置を決定した(公定歩合の引下げは10月27日から、準備率の引下げは11月1日から実施)。

- (1) 公定割引歩合の引下げ(4.25→3.75%)
- (2) 国債担保貸付歩合の引下げ(4.75→4.25%)
- (3) その他の債券担保貸付歩合の引下げ(5.25→4.75%)
- (4) 最低預金準備率の引下げ(引下げ幅1%、本措置による準備預金解放額は約15億シリングと見込まれている)。

今次措置には、本年4月17日の公定歩合の引下げ(4.5→4.25%、5月号「要録」参照)および6月の金融緩和措置(中央銀行の輸出貿易再割限度の拡大等、8月号「要録」参照)実施以来も、国内景況が不ざえを続けていていること(注1)、金・外貨準備が増加していること(注2)がその基本的背景となっているとみられる。

(注1) 7月の鉱工業生産指数は前年同期比-0.5%、本年の民間設備投資見込みは前年比-7%(オーストリア國民経済研究所調べ)。

(注2) 本年上半期約24.5億シリングの増加(前年同期は約12.8億シリングの減、下期約15億シリングの増)。なお、貿易収支も、輸入の停滞を主因に若干改善(本年上半期は赤字約77.8億シリング、前年同期は約92.3億シリングの赤字)。

#### ◇フィンランド、マルカの平価切下げ

フィンランド政府は10月11日夜、フィンランド・マルカの為替レートを31.25%方切り下げ(新平価は、1米ドル当り4.19997マルカ)。旧平価は1米ドル当り3.20マルカ(注1)、翌12日から実施することを発表した。同時に政府は、為替レート切下げによる輸出利益の一部に対し、輸出税を課し、これをフィンランド中央銀行の特別勘定

に積み立て、公営企業等の設備投資資金に運用する措置を決定したほか、物価の上昇を抑制するため、生計費を構成するすべての財貨の価格引上げについては、当局の認可を要することとした。

今次措置実施の目的について、政府ならびにフィンランド中央銀行は、国内経済の根強いインフレ圧力に起因する貿易収支の慢性的赤字に対処するとともに、設備投資を促進し、経済の再建を図ることにある旨コメントしている。

同国の貿易収支は、輸出面における主要商品(紙・パルプ)の競争力低下、輸入面における消費財の増勢を主因に、ここ数年来恒常に赤字を続けており、とりわけ、1964年以降は当局の金融引締め強化措置、輸入抑制措置が採られてきた(注2)にもかかわらず、巨額の赤字を計上している。

なお、今次措置の実施に伴い、同国の主たる貿易取引相手たるEFTA諸国(同国の輸出に占めるウエイトは1966年中36.4%、輸入については40.0%)などにおいては、多少の影響を受けることはいなめないものの、長期的には大きな打撃を受けることはないとみられている。

(注1) 前回の平均切下げは、1957年9月16日(切下げ幅28.1%、1米ドル=320マルカ)、その後1963年1月のデノミネーション実施により1米ドル=3.20マルカとなっていた。

(注2) 同国の公定歩合は62年4月28日以降7%のまま据え置かれていたが、さらにフィンランド銀行は66年11月以降、再割引限度の適用厳格化等により、市中貸出規制を強化したほか、耐久消費財の輸入に際し、輸入保証金積立制度を実施した。また、政府は本年9月以降乗用車の輸入禁止措置をとっている。

#### フィンランドの主要経済指標

	1964年	1965年	1966年	1967年	前年同期比 (%)
鉱工業生産指数 (1959年=100)	148	159	166	16月156	- 1.8
賃金指数 (1957年=100)	164	180	192	3月205	+ 11.4
消費者物価 ( " )	133	140	145	7月153	+ 5.5
卸売物価 (1949年=100)	226	236	241	〃 246	+ 1.6
輸出(F.O.B) 百万mk	4,131	4,566	4,818	1~6月 2,347	+ 10.3
輸入(C.I.F) "	4,816	5,266	5,524	2,735	+ 3.8
貿易収支 (△印入超)"	△ 685	△ 700	△ 706	△ 388	△ 507 66/1~6月
金・外貨準備高 (年末)"	(〃)	(〃)	7月末 555	772	66/7月末 703
G.N.P実質成長率	6.0	4.8	2.2	(見込み) 2.0	

#### ◇ベルギー、公定歩合引下げ

ベルギー国民銀行は10月25日、公定割引歩合、政府証

券担保貸付金利を一律0.25%引下げ(公定割引歩合4.25→4.0%)、翌26日から実施する旨発表した。

今回の引下げ措置は、さる9月14日の引下げに次ぐ本年5回目のもので、この結果、ベルギーの公定歩合は1963年7~9月間に同水準になった。

米国における長短金利の上昇を反映して、カナダ(9月)、英国(10月)があいついで公定歩合の引上げを実施し、一部では再び世界的な金利上昇を招来するのではないかと懸念されていたおりから、今回の措置は注目されるが、当局が引下げに踏み切った背景には、①国内経済が依然として停滞を続けていたこと(10月号「要録」参照)、②最近の国際収支改善傾向(輸入の落着き、金・外貨準備の漸増)などから、短資流出が当面さしたる悪影響を及ぼさないものとみられること、などがあるものと思われる。

#### ベルギー国民銀行貸付金利推移

(単位・%)

	1967年				
	2月 2日	3月 23日	5月 11日	9月 14日	10月 26日
(1) 割引					
銀行引受手形					
銀行を支払場所とするもの	5.00	4.75	4.50	4.25	4.00
〃しないもの	5.75	5.50	5.25	5.00	4.75
国民銀行が認証した					
輸出貿易手形	4.50	4.25	4.00	3.75	3.50
輸入貿易手形	5.00	4.75	4.50	4.25	4.00
約束手形					
銀行を支払場所とするもの	6.25	6.00	5.75	5.50	5.25
〃しないもの	6.75	6.50	6.25	6.00	5.75
(2) 貸付					
130日以内満期の大蔵省証券担保(掛目95%)	6.00*	5.75	5.50	5.25	5.00
130日超366日以内の上記証券担保(〃95%)	6.25*	6.00	5.75	5.50	5.25
その他の上記証券担保 (〃80%)	6.75	6.50	6.25	6.00	5.75

\*は4月20日引下げ。

#### アジアおよび大洋州諸国

##### ◇インドネシア、1968年度予算案を発表

さる9月18日、スハルト大統領代行は、全体閣議において総額1,420億ルピア(前年度比+75%)に上る1968年

度(1968年1~12月)国家予算案を発表した。同予算案は、本年度に引き続き均衡予算を目指している。その大綱は次のとおり。

- (1) 岁出は一般支出970億ルピア、開発支出450億ルピアからなり、新政権成立以前は予算総額の50%強に上った国防費が本年度をさらに下回る水準(本年度の32%→28%に)に抑えられた反面、開発支出が大幅に増加(本年度の15.4%→31.6%に)しているのが特色である。
- (2) その財源としては、関税、消費税の徴収強化、輸出ボーナス売却促進などによって1,093億ルピア(予算総額の77%)が国内で調達されるほか、327億ルピア(同23%)の外国援助資金が予定されている。

なお、本年度上半期の財政収支(実績)は、国防費削減等政府の均衡化努力にもかかわらず、36億ルピアと小幅の赤字を出した模様。ちなみに、1966年度赤字額は年度間を通じ、164億ルピアであった。

##### ◇韓国、政府短期証券の発行

韓国政府は、本年3月公布の財政証券法に基づき、10月2日から市中銀行を通じて政府短期証券(韓国では「財政証券」という)の一般売出しを開始した。その発行要領は次のとおり。

第1回発行総額	47.5億ウォン
償還期間	91日
利率(年)	18%(割引発行による)
券種	1千ウォン券、1万ウォン券、5万ウォン券、10万ウォン券および100万ウォン券の5種類

同国政府の説明によれば、今回の措置は、①最近の財政規模の膨張に伴って国庫金収支の季節的不均衡が拡大し、新規の調整措置を実施する必要に迫られる一方、②一昨年末の市中流動性の急増に対処し、金融引締め政策の強化に加え、財政面からも流動性を規制しうる措置を採用することが必要と認められたためとされたものである。なお、同証券の利子率は、3ヶ月もの定期預金と同水準である。

##### ◇豪州、1967/68年度予算案を発表

マクマホン蔵相は、8月15日、1967/68年度(1967年7月~68年6月)予算案を議会に提出した。その概要は次のとおり。

- (1) 予算規模は歳入5,887百万豪州ドル(前年度比+9.3%、以下ドルはすべて豪州ドル)、歳出6,483百万ドル(同+9.5%)で、歳出超過額は596百万ドルと前年度(535百万ドル)比11%方増大している。この歳出超過

分は、米国からの軍事援助(123百万ドル)および市中消化を対象とした国債の発行(473百万ドル)により補てんされる。

(2) 同予算案は前年度予算の基調をほぼ踏襲しているが、歳出面で国防費が1,118百万ドルと前年度比18%の大幅増加を示していること、一方歳入面では郵便、電信、電話料金等の引上げ措置(同措置による增收見込み額は64百万ドル)が講じられていることなどが特色である。

### 豪州の1967/68年度予算案

(単位・百万豪州ドル)

	1965/ 66年度	1966/ 67年度	1967/ 68年度
歳 入	5,129	5,388	5,887
歳 出	5,380	5,923	6,483
(うち 国防費のウエイト) 支(△)	(13.9%)	(16.0%)	(17.5%)
赤字補てん財源			
米国軍事援助	—	91	123
国債発行	251	444	473